

事件番号

平成22年(特1)第4号



特定調停申立書

平成22年9月17日

大阪地方裁判所 第10民事部 御中

申立人 箕面都市開発株式会社

上記代理人弁護士 宮崎 誠

同 野上 昌樹

同 古川 昌平

調停事項の価額 算定困難

申立手数料 6500円

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨 申立ての趣旨記載のとおり

紛争の要点 紛争の要点記載のとおり

添付書類 疎明資料写し.....各1通

委任状.....1通

取締役会議事録.....1通

履歴事項全部証明書.....1通

(甲1号証を兼ねる)

当事者目録

〒562-0001

大阪府箕面市箕面六丁目3番1号

申立人(特定債務者) 箕面都市開発株式会社

代表者代表取締役 南 富 治

(送達場所)

〒530-0003

大阪市北区堂島一丁目1番5号 梅田新道ビルディング8階

弁護士法人大江橋法律事務所

(TEL) 06-6341-0461 (代表)

06-6341-7501 (連絡担当直通)

(FAX) 06-6347-0688

申立人代理人弁護士 宮 崎 誠

同 野 上 昌 樹

同 古 川 昌 平 (連絡担当)

〒562-0003

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

相手方 箕 面 市

代表者市長 倉 田 哲 郎

## 申立ての趣旨

- 1 債務額を確定してその支払方法を協定することを求める
- 2 特定調停手続きの方法により調停を行うことを求める

## 紛争の要点

### 第1 申立人の概要

#### 1 申立人の目的

定款記載の目的は次のとおりである（甲2）。

- (1) 不動産の売買，仲介，賃貸及び管理
- (2) 駐車場の経営
- (3) たばこ，飲食料品等の販売
- (4) 損害保険代理業，広告代理業
- (5) 経営に関する調査研究及び指導
- (6) まちづくりに関する企画調査指導
- (7) 市有建物の維持管理及び運営
- (8) 警備業
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

#### 2 役員構成（甲1）

申立人の現在の役員は，次のとおり，取締役4名及び監査役1名である。

代表取締役	南	富治
取締役	尾池	良行
取締役	内村	昭
取締役	諸富	隆一
監査役	山内	一浩

#### 3 資本関係及び株主の構成

##### (1) 資本（甲1）

ア 資本金	1億8500万円
イ 発行可能株式総数	40万株
ウ 発行済株式総数	37万株

## (2) 株主 (甲3)

申立人の株主数は合計13名であり、主要株主は以下のとおりである。申立人は、地方公共団体及び民間企業の共同出資により設立されたいわゆる第三セクターである。

なお、申立人の定款には、株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨の定めが置かれている (甲2)。

株主氏名	所有株式数	議決権比率
箕面市	25万3000株	68.38%
大阪北部農業協同組合	1万6000株	4.32%
箕面商工会議所	1万6000株	4.32%

## 4 従業員の状況

申立人の従業員の内訳 (平成22年9月17日時点) は次のとおりであり、受入出向者は存在しない。

正社員	3名
嘱託社員	7名
パート	3名

## 5 労働組合

存在しない。

従業員の過半数を代表する者は加藤博一である。

## 6 本店所在地 (甲1)

申立人の本店所在地は、大阪府箕面市箕面六丁目3番1号である。

なお支店は存在しない。

## 第2 申立人の事業の内容及び状況

申立人は、昭和53年に設立され、昭和55年に相手方から箕面市立箕面駅前自動車駐車場 (以下「駅前駐車場」という。) の運営管理業務の受託を開始して以降、箕面市立箕面文化・交流センター (以下「文化・交流センター」という。) の管理業務等の事業も相手方から受託し、後記の借入金の返済負担はあるものの何とか順調に経営してきたが、平成21年10月に、長年受託してきた売上高の約半分を占めてきた中核事業である駅前駐車場について指定管理者選定公募に落選したため、今期 (自平成22年4

月至平成23年3月) になって以降収入は半減している(下記表における「駐車場収入」部分の収入が失われる結果となっている。)

現在は、主に文化・交流センターや再開発ビル(みのおサンプラザ1号館および2号館)等の施設管理事業ならびに所有不動産の賃貸事業を営んでいる。

申立人の過去三期の売上の内訳および各利益の推移は下記のとおりである(十万円未満四捨五入。以下同じ。)(甲4から甲6)。

売上高	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
駐車場収入	1億2710万円	1億2330万円	1億2130万円
受託料収入	7330万円	7340万円	7210万円
駐車場賃貸収入	810万円	500万円	2180万円
交流センター売上	930万円	1010万円	1010万円
家賃収入	510万円	480万円	720万円
受取手数料収入	550万円	480万円	380万円
計	2億2840万円	2億2140万円	2億3650万円

利益	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
営業利益	2760万円	2610万円	4370万円
経常利益	2260万円	2170万円	3950万円
当期純利益	3970万円	1170万円	2430万円

### 第3 資産・負債の状況

#### 1 資産・負債の概況(申立人が特定債務者であること)(甲7)

申立人の平成22年8月31日現在の資産・負債の状況は以下のとおりであり、資産のうち申立人の所有不動産は甲8(不動産一覧表)のとおりである(甲9および同10)。

資産 約5億9890万円  
負債 約10億3360万円

申立人は、平成7年8月1日、当時相手方が改築を計画していた箕面駅前第一自動車駐車場の代替駐車場用地として利用する目的で、同駐車場の正面に位置する大阪府箕面市箕面五丁目732番所在の土地(以下「本件土地」という。)を約12億円で取得し、同土地を駐車場として賃貸してきたところ、本件土地について、固定資産の減損に係る会計基準の適用によ

り平成18年3月期に約8億9230万円の減損損失を計上せざるを得なくなつた。当該減損損失の計上以降債務超過の状態が続き、平成22年8月31日現在において、約4億3350万円の債務超過であり、申立人が「特定債務者」（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律2条1項）に該当することは明らかである。

## 2 相手方に対する債務

申立人は、金融債務の返済にあてるため、相手方から平成16年3月30日、7億1000万円および4億円（合計11億1000万円）を借り受けた（甲11および同12。以下あわせて「本件債務」という。）。両債務の概要は以下のとおりである。

当初借入元本	弁済方法	利率	債務残高 (平成22年8月31日)
7億1000万円	平成17年から平成46年まで、毎年3月30日限り、元利合計約2550万円ずつの30回弁済	年0.5%	約5億7640万円
4億円	平成17年から平成46年まで、毎年3月30日限り、利息を200万円ずつ弁済 平成46年3月30日限り、元本4億円全額を一括弁済	年0.5%	4億円

申立人は、上記約定に従い毎年合計約2750万円を弁済してきたところ、申立日現在における本件債務の残元金は合計9億7640万円であり、負債総額の94%超を占める。

なお、申立人は、相手方の上記貸付けにかかる両債権を被担保債権として、所有する本件土地を目的物とした同順位の抵当権を設定している（甲9の1）。

## 第4 申立てに至る経緯の概略

- 1 申立人は、発行済株式総数の68.38%を相手方（箕面市）が保有するいわゆる第三セクターとして昭和53年に設立され、都市再開発事業により設置された駅前駐車場や文化・交流センター等の施設管理業務を相手

方から受託し、安定した収益を計上してきた。

しかし、平成21年に実施された駅前駐車場の指定管理者選定公募に落選したため、平成22年4月以降、前期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の売上の約半分を占めていた当該管理業務による収入を失うに至った。申立人の現状の収益力を前提にすれば、本件債務について約定に従って弁済を継続すると早晩正常に経営していくに足る資金が不足するおそれがある。

当該事態を回避して事業を安定化するには、信用力を確保するために債務超過状態を解消し、駅前駐車場の施設管理業務の再度の受注を目指すだけでなく、民間も含め受託事業を更に拡大させるとともに、本件債務の返済条件の見直し等を受けることにより資金繰りを安定させる必要がある。

- 2 申立人は、上記指定管理者選定に落選後、相手方に対して債務の減免や返済条件緩和を求める要請を数回行ってきたが、相手方との間で協議が整うには至っていない。

地方公共団体である相手方との間での協議を成立させるには公平中立な第三者の関与が必要と思料され、今般、御庁に対して特定調停を申し立てるに至った。

- 3 仮に申立人が民事再生手続きを申し立てた場合、前期（平成22年3月期）売上高の約17%を占め、現在指定管理者公募中である文化・交流センター管理業務に関する応募資格を失う<sup>1</sup>ことになる。文化・交流センターの指定管理者選定にも落選すれば、翌期（平成24年3月期）の売上高は前期（平成22年3月期）に比して約68%超減となり、相手方の本件債務の回収も極めて少額になると思料され、特定調停手続きによって本件債務の処理を行って再建することが相手方にとっても有利である。

- 4 なお、本件土地は、平成21年6月1日に、月間賃料180万円にて同日から平成41年5月31日までを期間とする事業用定期借地契約を締結し、賃貸されている。

<sup>1</sup> 募集要項上、「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きをしている者」は応募できない旨の制限が設けられている。

## 第5 本件債務の処理についての基本方針

申立段階の現状では調停条項案を策定するに至っていないが、申立人としては、相手方のご理解を得て、以下の基本方針にて本件債務の処理をする調停の成立を希望するものである。

### 1 債務の株式化

前記のとおり、申立人は大幅な債務超過状態に陥っており、申立人の事業再建を行うためにはこの債務超過を解消する必要があるが、申立人には税務上の損失がないため、相手方から申立人の債務超過額を解消するに足る債務免除を受けると、当該免除額相当額が債務消滅益として法人税法上の「益金」(法人税法22条2項)となり多額の法人税等の納付が必要となるため、申立人の資金繰りは破綻してしまう。

したがって、申立人としては、債務免除を受けるのではなく、相手方のみを引受人として債務超過相当額を払込合計額とする募集株式を発行し、相手方から当該株式対価の払込みを受けることにより債務超過を解消したい。なお、当該払込資金は、本件債務の元本弁済に充てることとする。

また、本件債務をこのような形で処理することにより、相手方は実質的には債務の株式化を行うこととなり、申立人の事業再建が奏功した場合には申立人の将来価値を把握できることとなり、相手方にとっても単純に債務免除を行うことよりも有利と思料する。

### 2 本件土地の不動産鑑定の実施

1の処理において申立人の債務超過額を把握するに当たっては、以下のとおり、本調停手続内において、本件土地につき正常価格にて不動産鑑定評価を行って、当該評価額を前提に債務超過額を計算することが妥当と思料する。

すなわち、申立人の帳簿上の債務超過額は、前記のとおり約4億3350万円であるが、これは平成18年3月期に減損処理を目的として本件土地を路線価をもとに実勢価格を加味して算定した正味売却価額から処分費用等を控除して3億6532万5467円と評価したことによるものである。しかしながら、前回の評価は鑑定によるものではなく路線価を元にした簡易なものである。また、前回の評価時点は平成18年3月31日であり現在に至るまでに4年半が経過している。更に、本件土地が定期貸借の対象となるなど利用状況が前回の評価時点とは異なっている。したがって、申立人の事業を再建するための前提としての解消すべき債務超過額を

把握するに当たっては、現状での再評価が不可欠と思料する次第である。また、当該評価については、公正中立な第三者の関与する本調停手続内で行うことにより、申立人の事業再建のために必要とする相手方に求める支援額を適正に求めることができ、相手方にとっても本件土地の現在の地価を基準に判断していただくことが適切であると解する。

なお、申立人は、本調停手続内にて本件土地の不動産鑑定評価を行っていただくべく、本申立と同時に鑑定の申出を行うものである。

### 3 相手方への弁済

申立人としては、前記処理後の本件債務の残額について、現状の収益力に鑑みた余剰資金をもって可能な限り弁済したいと考えている。この点、現在事業計画を策定中であり、第1回調停期日までに遅滞なく提出する予定である。

### 第6 調停条項案について

以上の次第であり、申立人としては本件土地の不動産鑑定評価額が本調停に顕出された後速やかに、調停条項案を提出する予定である。

以上

## 疎明資料

- 甲1 履歴事項全部証明書
- 甲2 定款
- 甲3 株主名簿
- 甲4 確定申告書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
- 甲5 確定申告書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)
- 甲6 確定申告書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
- 甲7 残高試算表
- 甲8 不動産一覧表
- 甲9 登記事項全部証明書 (土地)
- 甲10 登記事項全部証明書 (建物)
- 甲11 消費貸借契約書 (当初借入元本: 7億1000万円)
- 甲12 消費貸借契約書 (当初借入元本: 4億円)

(甲4~甲7は省略)

履歴事項全部証明書

大阪府箕面市箕面六丁目3番1号  
 箕面都市開発株式会社  
 会社法人等番号 1211-01-002043

商号	箕面都市開発株式会社	
本店	大阪府箕面市箕面六丁目2番5-303号	昭和54年12月25日移転
	大阪府箕面市箕面六丁目3番1号	平成17年6月15日移転
		平成17年6月29日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.minoh-wave.net	平成15年10月14日設定
		平成16年6月18日登記
会社成立の年月日	昭和53年8月1日	
目的	1. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理 2. 駐車場の経営 3. たばこ、飲食料品等の販売 4. 損害保険代理業、広告代理業 5. 経営に関する調査研究及び指導 6. まちづくりに関する企画調査指導 7. 市有建物の維持管理及び運営 8. 警備業 9. 前各号に付帯する一切の事業 平成15年11月12日変更 平成15年11月13日登記	
発行可能株式総数	40万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 37万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
	平成17年法律第87号第156条の規定により平成18年5月2日登記	
	平成19年6月20日廃止 平成19年6月21日登記	
資本金の額	金1億8500万円	

大阪府箕面市箕面六丁目3番1号  
 箕面都市開発株式会社  
 会社法人等番号 1211-01-002043

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	<u>尾池良行</u>	平成17年 6月15日重任 平成17年 6月29日登記
	取締役	<u>尾池良行</u>	平成19年 6月20日重任 平成19年 6月21日登記
	取締役	<u>尾池良行</u>	平成21年 6月12日重任 平成21年 6月29日登記
	取締役	<u>日永田実</u>	平成17年 6月15日重任 平成17年 6月29日登記
	取締役	<u>日永田実</u>	平成19年 6月20日重任 平成19年 6月21日登記
	取締役	<u>日永田実</u>	平成21年 6月12日重任 平成21年 6月29日登記
			平成22年 8月31日辞任 平成22年 9月 2日登記
	取締役	<u>内村昭</u>	平成17年 6月15日重任 平成17年 6月29日登記
	取締役	<u>内村昭</u>	平成19年 6月20日重任 平成19年 6月21日登記
	取締役	<u>内村昭</u>	平成21年 6月12日重任 平成21年 6月29日登記

大阪府箕面市箕面六丁目3番1号  
 箕面都市開発株式会社  
 会社法人等番号 1211-01-002043

取締役	高橋 秀一郎	平成17年 6月15日就任
		平成17年 6月29日登記
取締役	高橋 秀一郎	平成19年 6月20日重任
		平成19年 6月21日登記
		平成21年 6月12日退任
		平成21年 6月29日登記
取締役	諸 富 隆 一	平成21年 6月12日就任
		平成21年 6月29日登記
取締役	南 富 治	平成22年 5月25日就任
		平成22年 6月 1日登記
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町4番18-307号 代表取締役	日永田 実	平成17年 6月15日重任
		平成17年 6月29日登記
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町4番18-307号 代表取締役	日永田 実	平成19年 6月20日重任
		平成19年 6月21日登記
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町4番18-307号 代表取締役	日永田 実	平成21年 6月12日重任
		平成21年 6月29日登記
		平成22年 4月23日辞任
		平成22年 5月10日登記
大阪府豊中市新千里北町二丁目25番4号 代表取締役	尾池 良行	平成22年 4月23日就任
		平成22年 5月10日登記
		平成22年 5月25日辞任
		平成22年 6月 1日登記
大阪府池田市古江町400番地 代表取締役	南 富 治	平成22年 5月25日就任
		平成22年 6月 1日登記

大阪府箕面市箕面六丁目3番1号  
 箕面都市開発株式会社  
 会社法人等番号 1211-01-002043

	監査役 山内一浩	平成16年 6月16日就任
	監査役 山内一浩	平成16年 6月18日登記
	監査役 山内一浩	平成20年 6月13日重任
	監査役 山内一浩	平成20年 6月16日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 8月 4日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成22年 9月13日

大阪法務局北出張所  
 登記官

吉川 壽一



証 號 2 第 甲

箕面都市開発株式会社定款

平成19年6月20日 変更

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は「箕面都市開発株式会社」と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
2. 駐車場の経営
3. たばこ、飲食料品等の販売
4. 損害保険代理業、広告代理業
5. 経営に関する調査研究及び指導
6. まちづくりに関する企画調査指導
7. 市有建物の維持管理及び運営
8. 警備業
9. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店)

第3条 当社は、本店を大阪府箕面市に置く。

### (機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

### (公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は40万株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(自己株式の取得)

第10条 当会社の自己株式の取得は、定時株主総会の決議による。

(自己株式の処分)

第11条 自己株式の処分については、取締役会の決議による。

(株式取扱規定)

第12条 当会社の株式取扱いに関しては、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。

### 第3章 株主総会

(総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決定する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主総会に出席することができる代理人は1名とし、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、3名以上とする。

但し、欠員が生じた場合においても法定数をかかない限り次の定時総会まで補欠選任を行なわないことができる。

(取締役の選任の方法)

第18条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の議決をもってする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期満了すべき時までとする。

(業務執行)

第20条 社長は会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議をもって社長1名を選定し、なお必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会は、社長が招集し、会日の5日前までに各取締役及び監査役に対して招集を行う。但し、緊急の必要がある時は、これをさらに短縮することができる。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、その就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の監査役の任期満了すべき時までとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対してこれを支払う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第30条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第7章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第31条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、額面普通株式20万株とし、発行価格は、1株500円とする。

(最初の営業年度)

第32条 当会社の最初の営業年度は会社設立の日から昭和54年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第33条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

平成 3年 6月 5日 改定

平成 6年 6月 7日 改定

平成 7年 6月 9日 改定

平成 8年 5月27日 改定

平成 9年 6月16日 改定

平成15年11月12日 改定

平成19年6月20日 改定

事業者名：箕面都市開発株式会社

株 主 一 覧 表

(平成 22 年 9 月 17 日現在)

【株主】

株主名	住 所	持株数	比率 (%)	備考
箕面市	大阪府箕面市西小路 4 丁目 6-1	253,000	68.38	
大阪北部農協	箕面市桜井 2 丁目 8-8	16,000	4.32	
箕面商工会議所	箕面市西小路 3 丁目 2-30	16,000	4.32	
㈱三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1-2	10,000	2.70	
㈱りそな銀行	大阪市中央区備後町 2 丁目 2-1	10,000	2.70	
㈱池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町 18 番 14 号	10,000	2.70	
阪急電鉄㈱	大阪市北区芝田 1 丁目 16-1	10,000	2.70	
銀泉㈱	東京都千代田区九段南 3 丁目 9-15	10,000	2.70	
三井住友カード㈱	大阪市中央区今橋 4 丁目 5-15	10,000	2.70	
三井住友ファイナンスアンドリース㈱	東京都港区西新橋 3 丁目 9-4	10,000	2.70	
摂津水都信用金庫	茨木市西駅前町 9 番 32 号	5,000	1.35	
尼崎信用金庫	尼崎市開明町 3 丁目 30 番	5,000	1.35	
阪急バス㈱	池田市井口堂 1 丁目 9-21	5,000	1.35	
合 計		370,000	100.00	

不動産一覧表

甲第 8 号証

(土地)

No.	所在地	地番	登記地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考
1	大阪府箕面市箕面五丁目	732番	宅地	1500.84	
2	大阪府箕面市箕面二丁目	495番15	宅地	11.38	
3	大阪府箕面市箕面二丁目	495番16	宅地	11.65	
4	大阪府箕面市箕面二丁目	495番17	宅地	13.71	
5	大阪府箕面市箕面二丁目	495番18	宅地	18.42	
6	大阪府箕面市箕面二丁目	495番12	宅地	2.79	
7	大阪府箕面市箕面六丁目	1番	宅地	34.48	建物1に対応する敷地 敷地権割合:117,609/10,000,000
8	大阪府箕面市箕面六丁目	1番	宅地	39.68	建物2に対応する敷地 敷地権割合:135,328/10,000,000
9	大阪府箕面市箕面六丁目	1番	宅地	30.07	建物3に対応する敷地 敷地権割合:102,575/10,000,000
10	大阪府箕面市箕面六丁目	1番	宅地	29.34	建物4に対応する敷地 敷地権割合:100,087/10,000,000
11	大阪府箕面市箕面六丁目	1番	宅地	30.37	建物5に対応する敷地 敷地権割合:103,600/10,000,000
12	大阪府箕面市箕面六丁目	2番	宅地	64.78	建物6に対応する敷地 敷地権割合:602,007/10,000,000
13	和歌山県西牟婁郡白浜町字弓場峠	2533番1	宅地	16.14	敷地権割合:112,800/12,000,000
14	和歌山県西牟婁郡白浜町字垣谷土焼	3292番1	宅地	22.93	敷地権割合:112,800/12,000,000

(建物)

No.	所在地	家屋番号	建物の種類	床面積(m <sup>2</sup> )	備考(建物の名称)
1	大阪府箕面市箕面六丁目	1番の46	店舗	83.77	みのおサンブラザ1号館208号
2	大阪府箕面市箕面六丁目	1番の39	店舗	88.71	みのおサンブラザ1号館201号
3	大阪府箕面市箕面六丁目	1番の41	店舗	67.24	みのおサンブラザ1号館203号
4	大阪府箕面市箕面六丁目	1番の45	店舗	71.29	みのおサンブラザ1号館207号
5	大阪府箕面市箕面六丁目	1番の47	店舗	74.89	みのおサンブラザ1号館209号
6	大阪府箕面市箕面六丁目	2番の13	事務所	219.86	みのおサンブラザ2号館303号
7	和歌山県西牟婁郡白浜町	2533番1の69	居宅	73.66	白浜コート・ダ・ジュール 持分:1/14

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年10月8日	不動産番号	1211000086216
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	箕面市箕面五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付(登記の日付)	
732番	宅地	446	51	余白	
余白	余白	1500	84	①732番1、734番、735番4を合筆 [昭和61年4月15日]	
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成7年8月1日 第14885号	原因 平成7年8月1日売買 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社 順位7番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人住所変更	平成21年5月13日 第16700号	原因 平成17年6月15日本店移転 本店 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	所有権移転請求権仮登記	平成16年3月30日 第6699号	原因 平成16年3月30日代物弁済予約 権利者 大阪府箕面市
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	2番仮登記抹消	平成21年6月30日 第23052号	原因 平成21年6月30日解除
4	所有権移転請求権仮登記	平成21年6月30日 第23054号	原因 平成21年6月30日金銭消費貸借の代 物弁済予約 権利者 箕面市
	余白	余白	余白

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定仮登記	平成15年3月25日 第5584号	原因 平成15年3月25日設定 極度額 金5億8,464万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			3号 箕面都市開発株式会社 権利者 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 (取扱店 箕面支店)
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
1(イ)	根抵当権設定仮登記	平成15年3月25日 第5584号	原因 平成15年3月25日設定 極度額 金3億7,120万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社 権利者 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社りそな銀行 (取扱店 箕面支店)
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
1(ロ)	根抵当権設定仮登記	平成15年3月25日 第5584号	原因 平成15年3月25日設定 極度額 金1億8,560万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社 権利者 大阪府池田市城南三丁目1番11号 株式会社池田銀行 (取扱店 箕面駅前支店)
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
2	1番(イ)仮登記抹消	平成16年3月30日 第6696号	原因 平成16年3月30日解除
3	1番(ロ)仮登記抹消	平成16年3月30日 第6697号	原因 平成16年3月30日解除
4	1番(ハ)仮登記抹消	平成16年3月30日 第6698号	原因 平成16年3月30日解除
5(イ) 7	抵当権設定	平成16年3月30日 第6700号	原因 平成16年3月30日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金7億1,000万円 利息 年0.5% 損害金 年5.0% 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社 抵当権者 大阪府箕面市
付記1号	5番(イ)抵当権担保追加	余白	共同担保 目録(イ)第3349号 平成21年6月30日付記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5(イ) 7	抵当権設定	平成16年3月30日 第6700号	原因 平成16年3月30日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4億円 利息 年0.5% 損害金 年5.0% 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社 抵当権者 大阪府箕面市
付記1号	5番(イ)抵当権担保追加	[余白]	共同担保 目録(イ)第3350号 平成21年6月30日付記
6 7	貸借権設定	平成21年6月1日 第19011号	原因 平成21年5月29日設定 目的 借地借家法第23条第2項の建物所有 賃料 1月金180万円 支払期 前月末日 存続期間 平成21年6月1日から平成41年 5月31日まで 敷金 金2,160万円 貸借権者 大阪市城東区永田二丁目9番21号 株式会社シュテルン箕面
7	6番貸借権の5番(イ)抵当権、5番(イ) 抵当権に優先する同意	平成21年6月30日 第23053号	原因 平成21年6月30日同意

### 共同担保目録

記号及び番号	(イ)第3349号	調製	平成21年6月30日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
I	箕面市箕面五丁目 732番の土地	5(イ)	[余白]

### 共同担保目録

記号及び番号	(イ)第3350号	調製	平成21年6月30日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
I	箕面市箕面五丁目 732番の土地	5(イ)	[余白]

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。  
(大阪法務局池田出張所署轄)  
平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

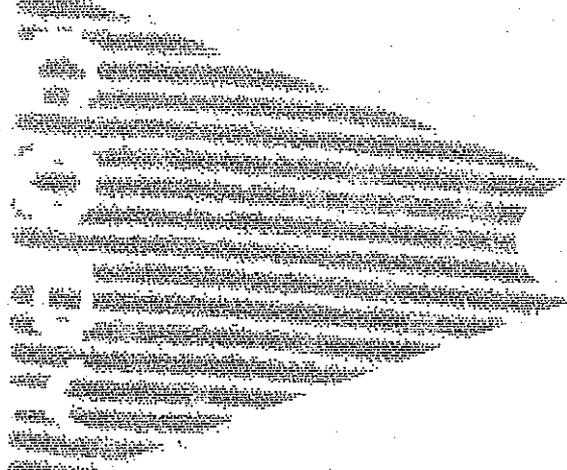
登記官

吉川 壽



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1211001162918
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	箕面市箕面三丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕		
495番15	宅地	11.38	495番7から分筆 〔平成21年12月11日〕		

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成21年10月30日 第39729号	原因 平成21年10月29日贈与 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 順位6番の登記を転写 平成21年12月11日受付 第44921号

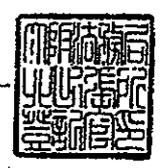


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)  
平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1211001162919
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	箕面市箕面六丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
495番16	宅地	1165		495番7から分筆 〔平成21年12月11日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成21年10月30日 第39729号	原因: 平成21年10月29日贈与 所有者: 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 順位6番の登記を転写 平成21年12月11日受付 第44921号

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成22年9月13日

大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



表 題 部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	1211001162920
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在			箕面市箕面二丁目	[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
495番17	宅地	13 71		495番7から分筆 〔平成21年12月11日〕	

権 利 部 ( 甲 区 ) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成21年10月30日 第39729号	原因 平成21年10月29日贈与 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 順位6番の登記を転写 平成21年12月11日受付 第44921号

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)  
平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

登記官

吉 川 壽 一



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1211001162921
地図番号	余白	境界特定	余白		
所 在	箕面市箕面二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
495番18	宅地	18.42		495番7から分筆 〔平成21年12月11日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成21年10月30日 第39729号	原因 平成21年10月29日贈与 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 順位6番の登記を転写 平成21年12月11日受付 第44921号

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所官轄)  
平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

✓ 登記官

吉 川 壽



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1211001112355
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪府箕面市箕面二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
495番12	宅地	2	79	不詳 〔平成13年12月21日〕	
所 有 者	大阪府箕面市箕面五丁目1番22号 小瀬戸 昇 三				

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 する 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成14年1月9日 第228号	所有者 大阪府箕面市箕面五丁目1番22号 小瀬戸 昇 三
2	所有権移転	平成21年10月30日 第39730号	原因 平成21年10月29日贈与 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)  
平成22年9月1-3日  
大阪法務局北出張所

登記官

吉 川 壽 一



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年10月8日	不動産番号	1211000118908
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	箕面市箕面六丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m		原因及びその日付(登記の日付)	
2番	宅地	1076.04		昭和52年8月31日 都市再開発法による権利変換 [昭和53年3月6日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第3.7号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和53年3月6日 第4574号	所有者 箕面市箕面一丁目9番26号 持分1000万分の3.30889 佛願義男 箕面市箕面八丁目3番25号 1000万分の2.93172 上田藤太郎 箕面市箕面六丁目2番12号 1000万分の1.854793 上田産業株式会社 箕面市新稲一丁目6番14号 1000万分の2.16799 小山昇 池田市天神一丁目9番9号 1000万分の3.32401 池田タクシー株式会社 箕面市箕面六丁目10番21号 1000万分の6.19951 森岡アイ 箕面市箕面一丁目9番27号 1000万分の3.90763 佳山政幸 1000万分の5.961232 箕面市 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名更正	余白	共有者佳山政幸の氏名 住山政幸 平成21年11月12日登記官の過誤につき大 阪法務局長の更正許可 平成21年11月12日受付 第41112号により登記
2	箕面市持分一部移転	昭和53年11月20日 第27312号	原因 昭和53年10月20日売買 共有者 箕面市新稲一丁目6番14号 持分1000万分の7.7459 小山昇 順位2番の登記を移記
3	箕面市持分一部移転	昭和53年11月20日 第27313号	原因 昭和53年10月20日売買 共有者 箕面市桜井二丁目8番8号 持分1000万分の7.19935

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			箕面農業協同組合 順位3番の登記を移記
4	箕面市持分一部移転	昭和53年11月20日 第27314号	原因 昭和53年10月20日売買 共有者 池田市城南二丁目1番11号 持分1000万分の3877416 株式会社池田銀行 順位4番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和53年11月20日 第27314号	原因 昭和53年10月20日特約 売買代金 金1億4,436万円 契約費用 なし 期間 昭和56年10月19日まで 買戻権者 箕面市 順位4番付記1号の登記を移記
5	箕面市持分一部移転	昭和54年2月21日 第4516号	原因 昭和54年2月15日売買 共有者 池田市天神一丁目9番9号 持分1000万分の516184 池田タクシー株式会社 順位5番の登記を移記
6	箕面市持分一部移転	昭和54年3月31日 第9097号	原因 昭和53年12月25日売買 共有者 大阪市港区南市岡三丁目5番35号 持分1000万分の168231 湯浅薫 順位6番の登記を移記
7	箕面市持分全部移転	昭和55年1月22日 第1136号	原因 昭和54年12月22日売買 共有者 箕面市箕面六丁目2番5-303号 持分1000万分の602007 箕面都市開発株式会社 順位7番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和55年1月22日 第1136号	原因 昭和54年12月22日特約 売買代金 金1,856万4,000円 契約費用 なし 期間 昭和57年12月21日まで 買戻権者 箕面市 順位7番付記1号の登記を移記
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成21年5月13日 第16700号	原因 平成17年6月15日本店移転 共有者 箕面都市開発株式会社の本店 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号
8	箕面農業協同組合持分一部移転	昭和60年8月29日 第17860号	原因 昭和60年8月29日売買 共有者 箕面市箕面八丁目18番32号 持分1000万分の350834 新開八重子 順位9番の登記を移記
9	箕面農業協同組合持分全部移転	昭和63年11月2日 第25747号	原因 昭和63年4月1日合併 共有者 箕面市菅野四丁目3番16号 持分1000万分の369101 箕面市農業協同組合 順位11番の登記を移記
10	佛願義男持分全部移転	昭和63年11月9日 第26168号	原因 昭和63年7月22日相続 共有者 大阪府箕面市箕面五丁目4番26号 持分1000万分の330889

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			佛願澄 順位12番の登記を移記
11	佛願澄持分全部移転	平成1年6月12日 第14682号	原因 平成1年6月12日売買 共有者 和泉市大町1-45番地の16 持分1000万分の330889 常盤株式会社 順位13番の登記を移記
12	上田藤太郎持分全部移転	平成4年6月29日 第11256号	原因 平成3年10月20日相続 共有者 大阪府箕面市箕面八丁目3番25号 持分1000万分の293172 上田登亀 順位14番の登記を移記
13	森岡アイ持分全部移転	平成5年10月22日 第17771号	原因 平成5年2月18日相続 共有者 兵庫県西宮市甲陽園本庄町8番9号 持分1000万分の619951 矢田部弘子 順位15番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
14	新開八重子持分全部移転	平成11年12月27日 第29006号	原因 平成11年2月18日相続 共有者 大阪府箕面市箕面五丁目1番13-4 02号 持分1000万分の350834 新開清
付記1号	14番登記名義人表示変更	平成13年11月16日 第22266号	原因 平成13年4月14日住所移転 共有者新開清の住所 大阪府池田市石橋一丁目 10番12-602号
15	小山昇持分全部移転	平成12年5月30日 第10615号	原因 平成9年6月13日相続 共有者 大阪府箕面市箕面七丁目2番25号 持分1000万分の294258 小山泰生
16	箕面市農業協同組合持分全部移転	平成12年6月1日 第10862号	原因 平成12年4月3日合併 共有者 大阪府箕面市桜井二丁目8番8号 持分1000万分の369101 大阪北部農業協同組合
17	新開清持分一部移転	平成13年11月16日 第22267号	原因 平成13年11月16日贈与 共有者 大阪府池田市石橋一丁目10番12-602 号 持分6000万分の350834 新開啓見 大阪府池田市石橋一丁目10番12-602 号 6000万分の350834 新開優樹 大阪府池田市石橋一丁目10番12-602 号 6000万分の350834 新開由梨

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74703 (2/2)

3/7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
18	新開清持分全部移転	平成14年1月28日 第1180号	原因 平成14年1月24日贈与 共有者 大阪府池田市石橋一丁目10番12-602号 持分6000万分の350834 新開啓見 大阪府池田市石橋一丁目10番12-602号 6000万分の350834 新開啓樹 大阪府池田市石橋一丁目10番12-602号 6000万分の350834 新開由梨
19	上田登亀持分全部移転	平成15年3月18日 第5065号	原因 平成12年6月25日谷田宏相続、平成13年6月21日相続 共有者 大阪府箕面市箕面一丁目8番28号 持分1000万分の293172 谷田美代子

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	小山昇持分抵当権設定	昭和53年11月20日 第27323号	原因 昭和53年10月20日金銭消費貸借同年11月20日設定 債権額 金1,000万円 利率 年5.4% (3.65日割計算) 損害金 年1.6% (3.65日割計算) 債務者 大阪府箕面市新稲一丁目6番14号 小山昇 抵当権者 神戸市中央区三宮町二丁目1番1号 株式会社阪神銀行 (取扱店 箕面支店) 共同担保 目録(※)第7554号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	平成6年11月7日 第22982号	原因 平成6年11月7日債権譲渡 抵当権者 大阪市中央区東心斎橋一丁目5番9号 株式会社福徳銀行 順位1番付記3号の登記を移記
2	池田タクシー株式会社持分根抵当権設定	昭和60年12月26日 第26979号	原因 昭和60年12月26日設定 極度額 金2,600万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 池田市緑丘一丁目4番25号 額引久美子 根抵当権者 神戸市中央区三宮町二丁目1番1号 株式会社阪神相互銀行 (取扱店 箕面支店) 共同担保 目録(※)第742号 順位6番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	昭和61年1月28日 第1316号	原因 昭和61年1月28日変更 極度額 金3,380万円

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号			順位6番付記1号の登記を移記
	2番根抵当権変更	昭和62年5月28日 第14330号	原因 昭和62年5月28日変更 極度額 金2億6,000万円 順位6番付記2号の登記を移記
3	湯浅薫持分抵当権設定	昭和61年4月11日 第7345号	原因 昭和61年4月11日金銭消費貸借同日設定 債権額 金500万円 利息 年7.20% (365日日割計算) 損害金 年14% (365日日割計算) 債務者 大阪市港区南市岡三丁目5番35号 湯浅薫 抵当権者 大阪府池田市城南二丁目1番11号 株式会社池田銀行 (取扱店 箕面駅前支店) 共同担保 目録<第1850号 順位7番の登記を移記
4	上田産業株式会社持分根抵当権設定	平成4年3月26日 第5219号	原因 平成4年3月25日設定 極度額 金2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番12号 上田産業株式会社 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 株式会社協和埼玉銀行 (取扱店 箕面支店) 共同担保 目録<第9212号 順位8番の登記を移記
5	上田産業株式会社持分根抵当権設定	平成6年3月28日 第6770号	原因 平成6年3月28日設定 極度額 金1,920万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目2番12号 上田産業株式会社 根抵当権者 大阪市中央区南本町四丁目3番6号 大阪府中小企業信用保証協会 共同担保 目録<第5387号 順位9番の登記を移記
	空白	空白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日
6	1番抵当権抹消	平成12年5月30日 第10617号	原因 平成10年9月25日弁済
7	3番抵当権抹消	平成20年9月19日 第37179号	原因 平成8年3月25日弁済
8	箕面都市開発株式会社持分抵当権設定	平成21年6月30日 第23050号	原因 平成21年6月30日金銭消費貸借の同日設定 債権額 金7億1,000万円 利息 年0.5% 損害金 年5.0% 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 抵当権者 箕面市

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74703-(2/2)

5/7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(第)3349号
9	箕面都市開発株式会社持分抵当権設定	平成21年6月30日 第23051号	原因 平成21年6月30日金銭消費貸借の同日設定 債権額 金4億円 利息 年0.5% 損害金 年5.0% 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 抵当権者 箕面市 共同担保 目録(第)3350号
10	8番抵当権抹消	平成21年7月7日 第24108号	原因 平成21年7月7日解除
11	9番抵当権抹消	平成21年7月7日 第24109号	原因 平成21年7月7日解除

共同担保目録			
記号及び番号	(-)第742号	調製	平成11年1月21日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	箕面市箕面六丁目 2番の土地 池田タクシー株式会社持分	2	[余白]
2	箕面市箕面六丁目 2番地 家屋番号 箕面六丁目 2番の6の建物	1	[余白]
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成11年1月21日

共同担保目録			
記号及び番号	(-)第9212号	調製	平成11年1月21日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	箕面市箕面六丁目 2番の土地 上田産業株式会社持分	4	[余白]
2	箕面市箕面六丁目 2番地 家屋番号 箕面六丁目 2番の8の建物	1	[余白]
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成11年1月21日

共同担保目録			
記号及び番号	(+)第5387号	調製	平成11年1月21日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	箕面市箕面六丁目 2番の土地	5	[余白]

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74703 (-2/2)

6/7

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	上田産業株式会社持分		
2	箕面市箕面六丁目 2番地 家屋番号 箕面六丁目 2番の8の建物	2	余白
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成11年1月21日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成22年9月13日

大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽一



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74703 (2/2)

7/7

専有部分の家屋番号	1-1 ~ 1-32 1-32-2 1-33 ~ 1-37 1-38-1 1-38-2 1-39 ~ 1-61		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成10年10月8日	所在図番号 [余白]
所在	箕面市箕面六丁目 1番地		[余白]
建物の名称	みのおサンプラザ号館 [余白]		
① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 (登記の日付)	
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・鋼板葺地下1階付8階建	1階	2518.67	[余白]
	2階	2498.06	
	3階	647.02	
	4階	668.63	
	5階	668.63	
	6階	668.63	
	7階	668.63	
	8階	703.40	
	地下1階	2635.28	
[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
① 土地の符号	② 所在及び地番	③ 地目	④ 地積 m <sup>2</sup>	登記の日付
	箕面市箕面六丁目1番	宅地	2931.88	昭和63年7月13日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	1211000113685
家屋番号	箕面六丁目1番の46		[余白]	
建物の名称	みのおサンプラザ1号館208号 [余白]			
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 (登記の日付)	
店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分 83.77	昭和52年8月31日 都市再開発法による権利変換 昭和54年4月23日新築	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

表題部 (敷地権の表示)			
① 土地の符号	② 敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付 (登記の日付)
1	所有権	1000万分の117609	昭和63年7月13日敷地権 (昭和63年7月13日)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年8月3日 第15098号	原因 平成7年8月3日売買 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			3号 箕面都市開発株式会社 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成22年9月13日

大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74704 (4/6)

2/2

専有部分の家屋番号	1-1 ~ 1-32 1-32-2 1-33 ~ 1-37 1-38-1 1-38-2 1-39 ~ 1-61		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成10年10月8日	所在図番号 [余白]
所在	箕面市箕面六丁目 1番地		[余白]
建物の名称	みのおサンブラザ号館		[余白]
① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・鋼板葺地下1階付8階建	1階	2518.67	[余白]
	2階	2498.06	
	3階	647.02	
	4階	668.63	
	5階	668.63	
	6階	668.63	
	7階	668.63	
	8階	703.40	
	地下1階	2635.28	
[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
① 土地の符号	② 所在及び地番	③ 地目	④ 地積 m <sup>2</sup>	登記の日付
1	箕面市箕面六丁目1番	宅地	2931.88	昭和63年7月13日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	1211000113678
家屋番号	箕面六丁目1番の39		[余白]	
建物の名称	みのおサンブラザ1号館201号		[余白]	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分 88.71	昭和52年8月31日 都市再開発法による権利交換 昭和54年4月23日新築	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

表題部 (敷地権の表示)			
① 土地の符号	② 敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付 [登記の日付]
1	所有権	1000万分の1.35328	昭和63年7月13日敷地権 [昭和63年7月13日]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年12月6日 第32604号	原因 昭和53年9月28日売買 所有者 箕面市箕面八丁目11番18号

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			佐藤昭彦 順位2番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和54年12月6日 第32604号	原因 昭和53年9月28日特約 売買代金 金2,474万5,000円 契約費用 なし 期間 昭和56年9月27日まで 買戻権者 箕面市 順位2番付記1号の登記を移記
付記1号 の付記1号	1番付記1号登記は建物のみに関する	[余白]	昭和63年7月13日付記 順位2番付記1号の付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成14年4月3日 第6644号	原因 平成13年2月23日相続人不存在 登記名義人 亡佐藤昭彦相続財産
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	所有権移転	平成16年9月14日 第19574号	原因 平成16年9月14日売買 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年1月17日 第589号	原因 平成4年1月17日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手 債権 債権者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1-20 1号 株式会社大阪漢方医学研究所 根抵当権者 大阪府豊中市岡町1番6号 豊和信用組合 共同担保 目録第8848号 順位11番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権元本確定	平成11年7月23日 第17002号	原因 平成11年6月28日確定
付記2号	1番根抵当権移転	平成11年7月23日 第17003号	原因 平成11年6月28日債権譲渡 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目4番1 号 株式会社整理回収機構
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	1番根抵当権抹消	平成16年9月14日 第19573号	原因 平成16年9月14日解除

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。  
(大阪法務局池田出張所管轄)

平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74704-(=1/6)

3/3

専有部分の家屋番号	1-1 ~ 1-32 1-32-2 1-33 ~ 1-37 1-38-1 1-38-2 1-39 ~ 1-61		
表題部 (一枚の建物の表示)	調製	平成10年10月8日	所在図番号 [余白]
所在	箕面市箕面六丁目 1番地		[余白]
建物の名称	みのおサンプラザ号館		[余白]
① 構造	② 床面積	㎡	原因及びその日付 (登記の日付)
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板葺地下1階付8階建	1階	2518	67 [余白]
	2階	2498	06
	3階	647	02
	4階	668	63
	5階	668	63
	6階	668	63
	7階	668	63
	8階	703	40
	地下1階	2635	28
[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積	㎡	登記の日付
	箕面市箕面六丁目1番	宅地	2931	88	昭和63年7月13日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	1211000113680
家屋番号	箕面六丁目1番の41		[余白]	
建物の名称	みのおサンプラザ1号館203号		[余白]	
①種類	②構造	③床面積	㎡	原因及びその日付 (登記の日付)
店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分	67 24	昭和52年8月31日 都市再開発法による権利変換 昭和54年4月23日新築
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

表題部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付 (登記の日付)
1	所有権	1000万分の102575	昭和63年7月13日敷地権 (昭和63年7月13日)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年12月6日 第32606号	原因 昭和54年11月29日売買 所有者 箕面市箕面六丁目11番18号

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			佐藤昭彦 順位2番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和54年12月6日 第32606号	原因 昭和54年11月29日特約 売買代金 金1,903万2,000円 契約費用 なし 期間 昭和57年11月28日まで 買戻権者 箕面市 順位2番付記1号の登記を移記
付記1号 の付記1号	1番付記1号登記は建物のみに関する	余白	昭和63年7月13日付記 順位2番付記1号の付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成14年4月3日 第6644号	原因 平成13年2月23日相続人不存在 登記名義人 亡佐藤昭彦相続財産
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	所有権移転	平成16年9月14日 第19574号	原因 平成16年9月14日売買 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 箕面都市開発株式会社

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年1月17日 第589号	原因 平成4年1月17日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手 債権 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1-20 1号 株式会社大阪漢方医学研究所 根抵当権者 大阪府豊中市岡町1番6号 豊和信用組合 共同担保 目録(甲)第8848号 順位1.1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権元本確定	平成11年7月23日 第17002号	原因 平成11年6月28日確定
付記2号	1番根抵当権移転	平成11年7月23日 第17003号	原因 平成11年6月28日債権譲渡 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目4.6番1 号 株式会社整理回収機構
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	1番根抵当権抹消	平成16年9月14日 第19573号	原因 平成16年9月14日解除

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。  
(大阪法務局池田出張所管轄)  
平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽 一



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

第 10 頁 止の 4

専有部分の家屋番号	1-1 ~ 1-32 1-32-2 1-33 ~ 1-37 1-38-1 1-38-2 1-39 ~ 1-61		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成10年10月8日	所在図番号 余白
所在	箕面市箕面六丁目 1番地		余白
建物の名称	みのおサンブラザ信号館		余白
① 構造	② 床面積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板葺地下1階付8階建	1階	2518.67	余白
	2階	2498.06	
	3階	647.02	
	4階	668.63	
	5階	668.63	
	6階	668.63	
	7階	668.63	
	8階	703.40	
	地下1階	2635.28	
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の行号	②所在及び地番	③地目	④地積	㎡	登記の日付
	箕面市箕面六丁目1番	宅地	2931.88		昭和63年7月13日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	1211000113684
家屋番号	箕面六丁目 1番の45		余白	
建物の名称	みのおサンブラザ1号館207号		余白	
①種類	②構造	③床面積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)
店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分	71.29	昭和52年8月31日 都市再開発法による権利変換 昭和54年4月23日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

表題部 (敷地権の表示)			
①土地の行号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付(登記の日付)
1	所有権	1000万分の100087	昭和63年7月13日敷地権 [昭和63年7月13日]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年8月3日 第15097号	原因 平成7年8月3日売買 所有者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			3号 箕面都市開発株式会社 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日

これは登記簿に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成22年9月13日

大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74704 ( 3/6 )

2/2

専有部分の家屋番号	1-1 ~ 1-32 1-32-2 1-33 ~ 1-37 1-38-1 1-38-2 1-39 ~ 1-61
-----------	--

表題部 (一棟の建物の表示)	調製 平成10年10月8日	所在図番号 余白
----------------	---------------	----------

所在	箕面市箕面六丁目 1番地	余白
----	--------------	----

建物の名称	みのおサンプラザ老号館	余白
-------	-------------	----

① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 (登記の日付)	
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板葺地下1階付8階建	1階	2518.67	余白
	2階	2498.06	
	3階	647.02	
	4階	668.63	
	5階	668.63	
	6階	668.63	
	7階	668.63	
	8階	703.40	
	地下1階	2635.28	

余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日
----	----	---

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)
----------------------

①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積 m <sup>2</sup>	登記の日付
1	箕面市箕面六丁目1番	宅地	2931.88	昭和63年7月13日

表題部 (専有部分の建物の表示)	不動産番号 1211000113686
------------------	---------------------

家屋番号	箕面六丁目1番の47	余白
------	------------	----

建物の名称	みのおサンプラザ1号館209号	余白
-------	-----------------	----

①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 (登記の日付)
店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分 74.89	昭和52年8月31日 都市再開発法による権利変換 昭和54年4月23日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

表題部 (敷地権の表示)
--------------

①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付 (登記の日付)
1	所有権	1000万分の103600	昭和63年7月13日敷地権 (昭和63年7月13日)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)
----------------------

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年3月31日 第8441号	原因 昭和55年3月28日売買 所有者 箕面市箕面六丁目2番5-303号

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			箕面都市開発株式会社 順位2番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和55年3月31日 第8441号	原因 昭和55年3月28日特約 売買代金 金2,290万5,000円 契約費用 なし 期間 昭和58年3月27日まで 買戻権者 箕面市 順位2番付記1号の登記を移記
付記1号 の付記1号	1番付記1号登記は建物のみに関する	[余白]	昭和63年7月13日付記 順位2番付記1号の付記1号の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)  
平成22年9月13日  
大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



専有部分の家屋番号	2-1 ~ 2-15		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成10年10月8日	所在図番号 [余白]
所在	箕面市箕面六丁目 2番地		[余白]
建物の名称	みのおサンプラザ式号館		[余白]
① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付 (登記の日付)
鉄筋コンクリート造銅板葺3階建	1階	835.94	[余白]
	2階	943.15	
	3階	943.15	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	12.1.1000106340
家屋番号	箕面六丁目 2番の13		[余白]	
建物の名称	みのおサンプラザ2号館303号		[余白]	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 (登記の日付)	
事務所	鉄筋コンクリート造1階建	3階部分 219.86	昭和52年8月31日 都市再開発法による権利変換 昭和54年4月23日新築	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年1月22日 第1139号	原因 昭和54年12月22日売買 所有者 箕面市箕面六丁目2番5-303号 箕面都市開発株式会社 順位2番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和55年1月22日 第1139号	原因 昭和54年12月22日特約 売買代金 金3,300万4,000円 契約費用 なし 期間 昭和57年12月21日まで 買戻権者 箕面市 順位2番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成21年5月13日 第16700号	原因 平成17年6月15日本店移転 本店 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成21年6月30日 第23050号	原因 平成21年6月30日金銭消費貸借の同日設定 債権額 金7億1,000万円 利息 年0.5% 損害金 年5.0% 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 抵当権者 箕面市 共同担保 目録(ハ)第3349号
2	抵当権設定	平成21年6月30日 第23051号	原因 平成21年6月30日金銭消費貸借の同日設定 債権額 金4億円 利息 年0.5% 損害金 年5.0% 債務者 大阪府箕面市箕面六丁目3番1号 箕面都市開発株式会社 抵当権者 箕面市 共同担保 目録(ハ)第3350号
3	1番抵当権抹消	平成21年7月7日 第24108号	原因 平成21年7月7日解除
4	2番抵当権抹消	平成21年7月7日 第24109号	原因 平成21年7月7日解除

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。  
 (大阪法務局池田出張所発給)  
 平成22年9月13日  
 大阪法務局北出張所

登記官

吉川 壽



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74704-(6/6)

2/2

専有部分の家屋番号	2533-1-1 ~ 2533-1-25	2533-1-26	2533-1-26
	2533-1-27	2533-1-27 ~ 2533-1-33	2533-1-34
	2533-1-34 ~ 2533-1-47	2533-1-48	2533-1-48 ~
	2533-1-71	2533-1-72	2533-1-72
	2533-1-74	2533-1-74	2533-1-75 ~
	2533-1-77	2533-1-78	2533-1-78 ~ 2533-1-81
	2533-1-82	2533-1-82 ~ 2533-1-89	2533-1-90
	2533-1-90 ~ 2533-1-93	2533-1-94	2533-1-94 ~
	2533-1-96	2533-1-97	2533-1-97 ~ 2533-1-102
	2533-1-103	2533-1-103	2533-1-104
	2533-1-105 ~ 2533-1-110	2533-1-111	2533-1-111
	2533-1-112	2533-1-112 ~ 2533-1-114	
	2533-1-115	2533-1-115 ~ 2533-1-120	
	2533-1-121	2533-1-121 ~ 2533-1-139	
	2533-1-140	2533-1-140 ~ 2533-1-161	

表題部 (一株の建物の表示)		調製	平成14年10月9日	所在図番号	余白
所在	西牟婁郡白浜町字弓場峠 2533番地1 西牟婁郡白浜町字垣谷土焼 3292番地1			余白	
建物の名称	白浜コート・ダ・ジュール			余白	
① 構造	② 床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付(登記の日付)		
鉄筋コンクリート造陸屋根9階建	1階	1594.10	余白		
	2階	1595.91			
	3階	1595.91			
	4階	1595.91			
	5階	1595.91			
	6階	1315.70			
	7階	1315.70			
	8階	191.62			
	9階	191.62			
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年10月9日		

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
① 土地の符号	② 所在及び地番	③ 地目	④ 地積 m <sup>2</sup>	登記の日付
1	西牟婁郡白浜町字弓場峠2533番1	宅地	1716.91	昭和59年11月6日
2	西牟婁郡白浜町字垣谷土焼3292番1	宅地	2439.74	昭和59年11月6日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	1702000470341
家屋番号	白浜町 2533番1の69		余白	
建物の名称	401		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	4階部分 73.66	昭和50年8月21日新築	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	

① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)
			平成14年10月9日
<b>表題部 (敷地権の表示)</b>			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付(登記の日付)
1	所有権	12000000分の112800	昭和59年11月6日敷地権 [昭和59年11月6日]
2	所有権	12000000分の112800	昭和59年11月6日敷地権 [昭和59年11月6日]

<b>権利部 (甲区) (所有権に関する事項)</b>			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年11月24日 第15395号	原因 昭和56年9月30日売買 所有者 東京都千代田区三崎町二丁目9番2号 紀州鉄道不動産株式会社 順位2番の登記を移記
2	所有権一部移転	昭和60年4月9日 第4029号	原因 昭和60年3月30日売買 共有者 神奈川県大和市大和南二丁目10番2-5号 持分14分の1 福島弘毅 順位3番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成20年4月10日 第4290号	原因 平成20年3月27日住所移転 共有者 福島弘毅の住所 横浜市金沢区能見台三丁目9番地の4
3	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年4月18日 第4438号	原因 昭和60年4月11日売買 共有者 奈良市富雄北二丁目10番11号 持分14分の1 端本勇 順位4番の登記を移記
4	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年4月18日 第4439号	原因 昭和60年4月11日売買 共有者 兵庫県明石市東仲ノ町2番1-703号 持分14分の1 兼松宏行 順位5番の登記を移記
5	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年4月30日 第4860号	原因 昭和60年4月22日売買 共有者 埼玉県草加市北谷町2090番地松原ハイツ318号 持分14分の3 金井重夫 順位6番の登記を移記
付記1号	5番登記名義人表示変更	平成14年7月8日 第10308号	原因 平成14年7月26日住所移転 共有者 金井重夫の住所 埼玉県草加市花栗三丁目2番8-401号
6	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年5月8日 第5102号	原因 昭和60年4月28日売買 共有者 兵庫県芦屋市月若町5番12号

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			持分14分の1 中村 晴子 順位7番の登記を移記
7	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年5月8日 第5103号	原因 昭和60年4月28日売買 共有者 兵庫県宝塚市売布四丁目3番43号パ ラソノオアシスビエンテ201号 持分14分の1 井上 敏 武 順位8番の登記を移記
8	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年5月8日 第5104号	原因 昭和60年4月27日売買 共有者 大阪府堺市八田西町三丁目9.0番地の4 8 持分14分の1 山 中 邦 彦 順位9番の登記を移記
9	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年5月27日 第5865号	原因 昭和60年5月21日売買 共有者 大阪府箕面市箕面六丁目2番5-30 3号 持分14分の1 箕 面 都 市 開 発 株 式 会 社 順位11番の登記を移記
10	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年6月21日 第7029号	原因 昭和60年6月8日売買 共有者 京都市伏見区深草烏居崎町6.2.3番地 の3.6 持分14分の1 澤 田 登 順位12番の登記を移記
11	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年7月9日 第7620号	原因 昭和60年6月30日売買 共有者 神戸市北区皇和会四丁目1.8番地の1 2 持分14分の1 井 上 喜 美 子 順位13番の登記を移記
付記1号	11番登記名義人住所変更	平成22年1月25日 第858号	原因 平成13年10月14日住所移転 共有者井上喜美子の住所 神戸市東灘区向洋町 中三丁目2番地の5、15.20号
12	紀州鉄道不動産株式会社持分一部移転	昭和60年9月10日 第9721号	原因 昭和60年9月1日売買 共有者 神戸市兵庫区湊町二丁目4番5号 持分14分の1 福 田 克 行 順位14番の登記を移記
13	紀州鉄道不動産株式会社持分全部移転	昭和60年11月20日 第12238号	原因 昭和60年11月13日売買 共有者 大阪府南区瓦屋町三丁目1番2.3号 持分14分の1 株 式 会 社 上 野 忠 商 店 順位15番の登記を移記
付記1号	13番登記名義人表示変更	平成14年2月19日 第2403号	原因 平成11年2月13日行政区画変更 平成2年7月1日商号変更 共有者株式会社上野忠商店の商号本店 大阪市 中央区瓦屋町三丁目1番2.3号 株 式 会 社 上 野 忠

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位15番付記1号の登記を移記
14	檜垣克行持分全部移転	昭和61年1月6日 第5号	原因 真正な登記名義の回復 共有者 神戸市東灘区深江浜町120番地 持分14分の1 甲南酒類株式会社 順位16番の登記を移記
15	中村晴子持分全部移転	平成3年11月11日 第14230号	原因 平成3年5月14日相続 共有者 兵庫県芦屋市浜芦屋町8番23号 持分14分の1 今川伊佐子 順位18番の登記を移記
16	甲南酒類株式会社持分全部移転	平成10年7月15日 第9721号	原因 平成10年4月23日合併 共有者 神戸市須磨区弥栄台一丁目10番4号 持分14分の1 檜垣酒類株式会社 順位19番の登記を移記
17	10番所有権抹消	平成12年9月27日 第15927号	原因 錯誤 順位20番の登記を移記
18	5番所有権抹消	平成14年7月16日 第10798号	原因 錯誤 順位21番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年10月9日
19	2番所有権抹消	平成20年4月10日 第4291号	原因 平成20年3月14日合意解除
20	7番所有権抹消	平成20年7月1日 第7460号	原因 平成20年4月22日合意解除
21	端本勇持分全部移転	平成21年8月10日 第10568号	原因 平成21年3月30日贈与 共有者 東京都千代田区三崎町二丁目9番2号 持分14分の1 紀鉄エステート株式会社
22	井上喜美子持分全部移転	平成22年1月25日 第859号	原因 平成22年1月17日贈与 共有者 東京都千代田区三崎町二丁目9番2号 持分14分の1 紀鉄エステート株式会社

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成22年9月13日  
和歌山地方務局田辺支局

登記官

山岡勢児



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D06549 (1/1)

4/4

## 金銭消費貸借・代物弁済予約付抵当権設定契約書

貸主箕面市（以下「甲」という。）及び借主箕面都市開発株式会社（以下「乙」という。）は、次の通り金銭消費貸借契約及び代物弁済予約付抵当権設定契約を締結する。

## （貸借）

第1条 甲は乙に対し、金710,000,000円を貸付け、乙はこれを借入れ、受領した。

## （用途）

第2条 乙は甲からの借入金を平成7年7月に借入れた銀行への返済資金として使用し、その他の用途には使用しない。

## （弁済方法）

第3条 乙は甲に対し、金710,000,000円の返済金及びこれに対する利息として、平成17年3月30日から平成46年3月30日まで毎年3月30日（銀行休業日の場合は前営業日）限り金25,545,032円を30回にわたり、分割して甲の発行する納入通知書により弁済する（元利均等分割弁済）。

ただし、最終回の弁済金は金25,545,034円とする。

## （利息）

第4条 利息は元金に対し年0.5パーセントの割合とする。

## （遅延損害金）

第5条 乙が、本契約により負担する借入金の弁済及び利息の支払の債務（以下「本件債務」という。）の履行を怠ったとき、又は期限の利益を失ったときは、乙は甲に対し年5.0パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

## （期限の利益の喪失）

第6条 乙について次の事由の何れかが生じたときは、乙は第3条に規定する期限の利益を失い、甲に対し甲の指定する日までに、借入金（既に一部を弁済しているときは、その弁済額を控除した借入金）を弁済し、甲の指定する日までの利息を支払う。

- ① 借入金を第2条の用途に使用しないとき。
- ② 本件債務を履行しないとき。
- ③ 乙の他の債務について強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社整理又は会社更生手続開始の申立があったとき。
- ④ 公租公課について滞納処分を受けたとき。
- ⑤ 前各号の他、甲の本契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じた

とき。

(抵当権設定)

第7条 乙は、甲に対し本件債務を担保するため、乙の所有する後記不動産（以下「本件不動産」という。）の上に順位1番の抵当権を設定する。

(代物弁済予約)

第8条 乙は、甲に対し本件債務に関して、本件不動産の所有権を、代物弁済として甲に移転することを予約し、甲はこれを承諾した。

2 乙が本件債務を履行しないときは、甲はその選択により、抵当権の実行に代えて本件不動産の所有権を代物弁済として取得することができる。

(登記手続)

第9条 甲は、本契約締結後遅滞なく第7条による抵当権設定の登記手続及び第8条による代物弁済予約に基づく、所有権移転請求権保全の仮登記手続を嘱託により行う。

2 前項の手続において、乙は登記義務者として甲に協力しなければならない。

(予約完結権の行使)

第10条 乙が本件債務を履行しないときは、甲は乙に対し、代物弁済予約完結の意思表示をするとともに、本件不動産の評価額、債権額及び清算金額の見積額（清算金がないと認めるときはその旨）を通知することができる。

2 本件不動産の評価額は、甲が選任する不動産鑑定士の鑑定によるものとし、前項の通知が乙に到達した日から起算して2ヶ月（以下「清算期間」という。）を経過した日を基準とする。

3 第1項の債権額は、清算期間を経過したときの借入金（既に一部を弁済しているときは、その弁済額を控除した借入金）及び利息、期限後清算期間が経過するまでの遅延損害金その他乙が負担すべき費用で甲が代わって支払ったものの合計額とする。

4 本件不動産の評価額が第1項の債権額を超える場合、甲は超過額を清算金として、本件不動産の引渡及び所有権移転の本登記を受けるのと引換えにこれを支払う。

5 本件不動産の評価額が第1項の債権額に不足する場合、乙は甲に対し甲の指定する日までにその不足額を支払う。

(引渡・本登記)

第11条 乙が清算期間内に債権額に相当する金銭を甲に提供しないときは、乙は清算期間の経過後直ちに、本件不動産を甲に引渡す。

2 乙が清算期間内に債権額に相当する金銭を甲に提供しないときは、甲は清算期間の経過後遅滞なく、本件不動産について所有権移転の本登記手続を嘱託により行う。

3 前項の手続において、乙は登記義務者として甲に協力しなければならない。

(代り担保等)

第12条 乙の営業のために第7条の抵当権及び第8条の代物弁済予約に係る登記を抹消する必要がある場合において、甲が相当と認めるときは、乙が代り担保を差入れること等を条件として、甲はこれらの登記を抹消することができる。

(費用の負担)

第13条 乙は、第10条第2項の鑑定及び本契約の締結に要する費用を負担する。

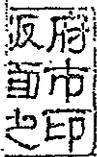
(補則)

第14条 本契約の締結後の経済情勢等の変化により、前各条に定める内容が著しく不相当となったときは、甲及び乙が協議の上合理的な内容に変更するものとする。

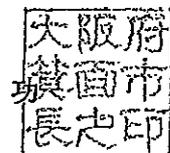
2 本契約に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成16年3月30日



貸主 (甲) 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市  
代表者 箕面市長 梶田



借主 (乙) 箕面市箕面六丁目2番5-303号  
箕面都市開発株式会社  
代表取締役社長 三宅芳

不動産の表示

(土地)

所在 箕面市箕面5丁目  
地番 732番  
地目 宅地  
地積 1,500.84㎡

以上

金銭消費貸借・代物弁済予約付抵当権設定契約書

貸主箕面市（以下「甲」という。）及び借主箕面都市開発株式会社（以下「乙」という。）は、次の通り金銭消費貸借契約及び代物弁済予約付抵当権設定契約を締結する。

（貸借）

第1条 甲は乙に対し、金400,000,000円を貸付け、乙はこれを借入れ、受領した。

（用途）

第2条 乙は甲からの借入金を平成7年7月に借入れた銀行への返済資金として使用し、その他の用途には使用しない。

（弁済方法）

第3条 乙は甲に対し、金400,000,000円を、平成46年3月30日（銀行休業日の場合は前営業日）限り、甲の発行する納入通知書により弁済する。

2 乙は甲に対し、金400,000,000円に対する利息を、毎年3月30日（銀行休業日の場合は前営業日）限り当年分として、甲の発行する納入通知書により支払う。

（利息）

第4条 利息は元金に対し年0.5パーセントの割合とする。

（遅延損害金）

第5条 乙が、本契約により負担する借入金の弁済及び利息の支払の債務（以下「本件債務」という。）の履行を怠ったとき、又は期限の利益を失ったときは、乙は甲に対し年5.0パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

（期限の利益の喪失）

第6条 乙について次の事由の何れかが生じたときは、乙は第3条に規定する期限の利益を失い、甲に対し甲の指定する日までに、借入金を弁済し、甲の指定する日までの利息を支払う。

- ① 借入金を第2条の用途に使用しないとき。
- ② 本件債務を履行しないとき。
- ③ 乙の他の債務について強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社整理又は会社更生手続開始の申立があったとき。
- ④ 公租公課について滞納処分を受けたとき。
- ⑤ 前各号の他、甲の本契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（抵当権設定）

第7条 乙は、甲に対し本件債務を担保するため、乙の所有する後記不動産（以下「本件不動産」という。）の上に順位1番の抵当権を設定する。

（代物弁済予約）

第8条 乙は、甲に対し本件債務に関して、本件不動産の所有権を、代物弁済として甲に移転することを予約し、甲はこれを承諾した。

2 乙が本件債務を履行しないときは、甲はその選択により、抵当権の実行に代えて本件不動産の所有権を代物弁済として取得することができる。

（登記手続）

第9条 甲は、本契約締結後遅滞なく第7条による抵当権設定の登記手続及び第8条による代物弁済予約に基づく、所有権移転請求権保全の仮登記手続を囑託により行う。

2 前項の手続において、乙は登記義務者として甲に協力しなければならない。

（予約完結権の行使）

第10条 乙が本件債務を履行しないときは、甲は乙に対し、代物弁済予約完結の意思表示をするとともに、本件不動産の評価額、債権額及び清算金額の見積額（清算金がないと認めるときはその旨）を通知することができる。

本件不動産の評価額は、甲が選任する不動産鑑定士の鑑定によるものとし、前項の通知が乙に到達した日から起算して2ヶ月（以下「清算期間」という。）を経過した日を基準とする。

3 第1項の債権額は、清算期間を経過したときの借入金及び利息、期限後清算期間が経過するまでの遅延損害金その他乙が負担すべき費用で甲が代わって支払ったものの合計額とする。

4 本件不動産の評価額が第1項の債権額を超える場合、甲は超過額を清算金として、本件不動産の引渡及び所有権移転の本登記を受けるのと引換えにこれを支払う。

5 本件不動産の評価額が第1項の債権額に不足する場合、乙は甲に対し甲の指定する日までにその不足額を支払う。

（引渡・本登記）

第11条 乙が清算期間内に債権額に相当する金銭を甲に提供しないときは、乙は清算期間の経過後直ちに、本件不動産を甲に引渡す。

2 乙が清算期間内に債権額に相当する金銭を甲に提供しないときは、甲は清算期間の経過後遅滞なく、本件不動産について所有権移転の本登記手続を囑託により行う。

3 前項の手続において、乙は登記義務者として甲に協力しなければならない。

（代り担保等）

第12条 乙の営業のために第7条の抵当権及び第8条の代物弁済予約に係る登記を抹消する必要が生じた場合において、甲が相当と認めるときは、乙が代り担保を差

入れること等を条件として、甲はこれらの登記を抹消することができる。

(費用の負担)

第13条 乙は、第10条第2項の鑑定及び本契約の締結に要する費用を負担する。

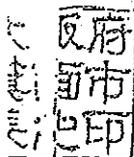
(補則)

第14条 本契約の締結後の経済情勢等の変化により、前各条に定める内容が著しく不相当となったときは、甲及び乙が協議の上合理的な内容に変更するものとする。

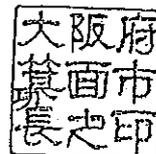
2 本契約に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成16年3月30日



貸主 (甲) 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市  
代表者 箕面市長 梶 田



借主 (乙) 箕面市箕面六丁目2番5-303号  
箕面都市開発株式会社  
代表取締役社長 三宅 芳 樹

不動産の表示

(土地)

所在 箕面市箕面5丁目  
地番 732番  
地目 宅地  
地積 1,500.84㎡

以上